

熊本市よかよかボランティア登録事業実施要綱

制定 平成10年 7月 1日制定
改正 平成11年 4月 1日改正
平成20年 3月31日市民生活局長決裁
平成22年10月 5日市民協働推進課長決裁
平成24年 3月30日市民生活局長決裁
令和 元年12月16日地域活動推進課長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、ボランティアの登録及び紹介を行うことにより、ボランティア活動に参加するきっかけづくりを進めるとともに、様々な分野における市民の幅広いボランティア活動への参加を促進することで、お互いに助け合い共に支え合うまちの実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) ボランティア活動 市民公益活動（熊本市市民参画協働の推進条例（平成23年条例第12号）第2条第10号の市民公益活動をいう。以下同じ。）のうち、市民の主体的な活動で、活動を通して他人や社会に貢献し、政治や宗教及び営利を目的としない活動をいう。
- (2) よかよかボランティア 「くまもと・よかよかボランティアプラン」に定める「よかひと」「よかまち」をつくるため、ボランティア活動をしているもの又はボランティア活動をしようとしているものをいう。

(登録)

第3条 次の各号のいずれかに該当するもので、よかよかボランティアとして登録を希望するもの（以下「登録希望者」という。）は、よかよかボランティア登録申込書（様式第1号）を市長に提出することにより登録を行うことができる。

- (1) 熊本市に居住する者
- (2) 熊本市内に勤務し、又は通学する者

2 前項第1号及び第2号の場合において、登録希望者が中学生以下のときは、保護者の同意を得るものとする。

（よかよかボランティア会員）

第4条 前条で登録した者は、よかよかボランティアの会の会員となる。

2 よかよかボランティアの会に関する事項は、別に定める。

(変更の届出)

第5条 よかよかボランティアとして登録されたもの（以下「登録者」という。）は、住所の変更その他よかよかボランティア登録申込書に記載した事項に変更があった場合（登録を辞退する場合を含む。）は、速やかに変更の届出を市長に行うものとする。

(登録の取消)

第6条 市長は、登録者が次の各号の一に該当すると認めた場合は、その登録を取り消すことができる。

- (1) よかよかボランティアとしてふさわしくない言動があったとき。
- (2) 病気、市外転出その他の理由によりボランティア活動ができないと認められるとき。
- (3) 政治活動又は宗教活動を目的としてボランティア活動を行ったとき。
- (4) 営利を目的としてボランティア活動を行ったとき。

(登録者の紹介)

第7条 市長は、ボランティアを必要とし、登録者の受け入れができる施設や団体、グループ等（以下「依頼者」という。）を対象に登録者の紹介を行うものとする。ただし、個人への紹介は行わない。

(研修等)

第8条 登録者のうち、ボランティア活動を行うもの（以下「ボランティア活動者」という。）の指導、研修、その他活動を行うに当たり必要な説明は、依頼者の責任において実施するものとする。

(謝礼金等)

第9条 ボランティア活動者に対する謝礼金は、無償とする。ただし、依頼者が交通費等の実費を負担することを妨げない。

(保険)

第10条 市長は、登録者がボランティア活動中の事故により負傷した場合や、損害賠償責任を負った場合に備え、ボランティア活動保険への加入申請等を行うものとする。

(紛争の解決)

第11条 登録者と依頼者との間で生じた紛争は、当事者間で解決するものとする。

(秘密の保持)

第12条 登録者は、ボランティア活動中に知り得た他人の秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

よかよかボランティア登録申込書

[illegible]

登録番号	登録年月日	年	月	日
------	-------	---	---	---

《相談履歷》

[illegible]